

銚田市原子力災害広域避難計画

令和2年3月



目 次

第1章 広域避難計画の策定	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の修正・見直し.....	2
第2章 広域避難計画の基本的事項	3
1. 避難対象地域	3
2. 避難先	4
3. 避難経路	6
4. 適切かつ円滑な避難の実施に向けた方針.....	6
(1) 地域と避難先自治体のマッチング.....	6
(2) 市民等と避難所のマッチング.....	6
5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組.....	6
(1) 避難対象地域の住民に対する項目.....	6
(2) 避難受入先の住民に対する項目.....	7
第3章 防護措置の実施	8
1. 防護措置の種類	8
(1) 屋内退避	8
(2) 広域避難(避難及び一時移転)	8
(3) 安定ヨウ素剤の予防服用.....	8
(4) 避難退域時検査及び簡易除染.....	8
(5) 飲食物の摂取制限.....	8
2. 防護措置の段階的实施.....	9
(1) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置.....	10
(2) 放射性物質放出後の防護措置.....	12
第4章 住民等の避難	14
1. 一般住民の避難	14
(1) 避難の方法	14
(2) 避難手段	14
2. 要配慮者(避難行動要支援者)の避難.....	15

(1) 避難方法	15
(2) 避難手段	15
3. 一時滞在者（観光客等）の避難.....	16
(1) 帰宅勧告	16
(2) 帰宅できない場合の対応.....	16
4. 外国人への配慮	16
(1) 情報提供	16
第5章 住民の避難等に係る広報	17
1. 広報の基本方針	17
(1) 国，県等との連携.....	17
(2) 広報媒体の効果的活用.....	17
(3) 定期的な情報提供.....	17
(4) わかりやすい広報.....	17
(5) 広報の内容	17
(6) 市民問合せ窓口.....	17
(7) 要配慮者への情報の提供.....	17
(8) 避難誘導に係る情報の提供.....	17
2. 広報のタイミング.....	18
第6章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施	19
1. 安定ヨウ素剤の配布・服用.....	19
(1) 安定ヨウ素剤の服用の指示.....	19
(2) 安定ヨウ素剤の配布場所.....	19
2. 避難退域時検査の実施.....	19
第7章 避難所の開設と運営等	20
1. 開設と運営	20
(1) 開設等業務.....	20
(2) 運営の移管.....	20
(3) 運営	20
(4) 施設管理	20
(5) 運営上の支障.....	20
(6) 福祉避難所.....	20
(7) 避難者名簿の作成.....	20
2. 避難物資の確保	20

(1) 避難物資の確保.....	20
(2) 受援体制	20
3. 避難が長期化した場合の対応.....	21
4. 避難所における要配慮者の支援.....	21
5. 行政窓口の設置	21
6. 避難状況の確認	21
(1) 住民避難の確認.....	21
(2) 避難者の所在確認.....	21
第8章 複合災害への当面の対応	22
(1) 避難先が被災した場合の対応.....	22
(2) 道路が被災した場合の対応.....	22
第9章 今後の課題	23
(1) 避難退域時検査体制.....	23
(2) 安定ヨウ素剤の配布体制.....	23
(3) 複合災害への対応.....	23
(4) 避難行動要支援者の避難体制の整備.....	23
(5) 移動手段の確保.....	23
(6) その他	23

第1章 広域避難計画の策定

1. 計画策定の趣旨

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災により、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、広範囲にわたり環境中に大量の放射性物質が放出されるという重大な事故が発生し、多くの周辺住民が遠方や長期間の避難を強いられることとなった。

そこで、国は、この原子力災害を教訓に「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会）」を制定するとともに、「防災基本計画（原子力災害対策編）」を改定し、実用発電用原子炉施設から30km圏内の自治体は広域避難計画を策定することとした。

これらの国の動向を受け、本市においては2013年（平成25年）9月に「銚田市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」を策定し、原子力災害対策の強化を図っているところである。

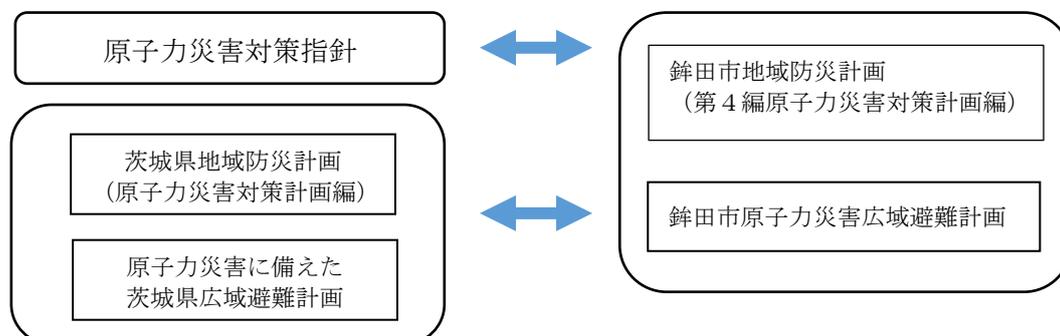
このような状況を踏まえ、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下、東海第二発電所）という。）において、原子力災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合に備え、市域を越える広域的な避難に必要な体制等を構築し、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、「銚田市原子力災害広域避難計画」を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、銚田市地域防災計画第4編原子力災害対策計画編の一部として位置付け、本計画に定めのない事項については、銚田市地域防災計画に拠るものとする。

また、本計画は国が定める「原子力災害対策指針」、茨城県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」（以下、「茨城県広域避難計画」という。）と整合を図り策定するものである。

【図1 本計画の位置づけ】



3. 計画の修正・見直し

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、国の原子力災害対策指針や茨城県広域避難計画の改定をはじめ、避難先自治体や関係機関等との協議、本市の各種対策の検討、検証等を踏まえ、随時、修正・見直しを行うものとする。

また、屋内退避や避難等を円滑に実施するためには、原子力災害の特殊性に鑑み、施設の状況等に応じて段階的に行われることとなる防護措置について、より早い時期から市民に周知し、理解を図ることが重要であることから、住民説明会や避難訓練の実施等により、その実効性を高めていくことが必要である。

第2章 広域避難計画の基本的事項

1. 避難対象地域

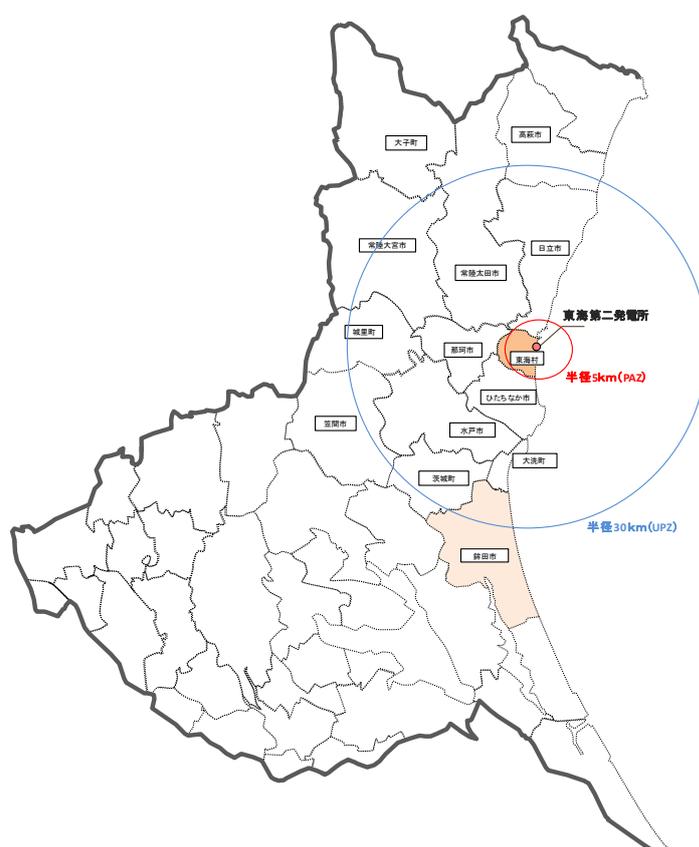
原子力災害対策指針においては、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、原子力施設の特徴等を踏まえて、あらかじめ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとしている。

実用発電用原子炉の一つである東海第二発電所については、国の基準を踏まえ、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）において、以下のとおり区域の範囲等が定められているところである。

- **PAZ** : Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）
 - ・原子力施設から概ね5km 圏内
 - ・放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う区域
- **UPZ** : Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）
 - ・PAZ の外側の概ね30km 圏内
 - ・予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域

本市においては、東海第二発電所から概ね30km 圏内である地域をUPZ（緊急防護措置を準備する区域）として位置付け、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるために必要な防護措置を定めている。

【図2 東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲】



本市における避難対象地区は、以下の通りとする。

対象となる原子力 事業所の名称	区域の範囲	対象地域	人口
日本原子力発電 株式会社 東海第二発電所	UPZ (発電所から 約30km)	上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田, 野田, 常磐第一, 常磐第二, 勝下新田, 冷水, 西勝下, 勝下, 縦山, 箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神, 下鹿田, 上鹿田, 大沼, 飯田, 造谷第一, 造谷第二, 大川, 菅野谷, 東野, 大戸, 舟木	13,996人

※人口は平成27年国勢調査に基づく

2. 避難先

市民等が広域避難先に円滑に移動するためには、防護措置を実施する基準に基づき、あらかじめ地域ごとの避難先を定め、市民に周知しておく必要がある。そのため、避難単位を小学校区とし、校区ごとにまとまりのある避難先を確保することを基本とするが、行政区ごとのコミュニティの維持を考慮し避難先自治体を設定している。

なお、安定・安心した避難生活を送るためには、避難先自治体の協力が不可欠であることから、平常時より連携強化に取り組んでいく必要がある。

本市におけるUPZ内の市民等の避難先については、鉾田市内及び鹿嶋市であり、以下の通りとする。

学区名	地区名	人口	一時集合所	避難所	避難先
旭東小学区	上釜	798人	旭東小学校	鉾田第二高等学校	鉾田市
	沢尻	285人	旭東小学校		
	荒地	549人	旭東小学校		
	三和	410人	旭東小学校	鉾田第一高等学校	
	子生	356人	旭東小学校		
	子生第二	386人	旭東小学校		
	玉田	440人	旭東小学校		
	野田	81人	旭東小学校		
	造谷第三	299人	旭東小学校	鉾田保健センター	
旭北小学区	箕輪東	162人	旭北小学校	鉾田北中学校 鉾田北小学校	鉾田市
	箕輪西	402人	旭北小学校		
	田崎	395人	旭北小学校		
	下太田	202人	旭北小学校	鉾田南中学校 (体育館)	
	上太田	319人	旭北小学校		

学区名		地区名	人口	一時集合所	避難所	避難先
旭北小学区		和 岡	305 人	旭北小学校	(旧)野友小学校 中央公民館	
		大 神	187 人	旭北小学校	銚田南中学校 (武道館)	
旭西小学区		下 鹿 田	426 人	旭西小学校	(旧)銚田小学校 (旧)新宮小学校	銚田市
		上 鹿 田	434 人	旭西小学校	大洋保健センター 白鳥東小学校	
		大 沼	430 人	旭西小学校	大洋武道館 上島東小学校	
		飯 田	317 人	旭西小学校	とっぷさんて大洋	
		造谷第一	511 人	旭西小学校	大洋中学校	
		造谷第二	497 人	旭西小学校	大洋公民館	
旭南小学区		常磐第一	160 人	旭南小学校	カシマススポーツセンター	鹿嶋市
		常磐第二	196 人	旭南小学校		
		勝下新田	211 人	旭南小学校		
		冷 水	223 人	旭南小学校		
		西 勝 下	181 人	旭南小学校		
		勝 下	481 人	旭南小学校		
		縦 山	581 人	旭南小学校		
銚田北小学区	旧大和田小学区	大 川	365 人	旧舟木小学校	大同西小学校	
		菅野谷	440 人	旧舟木小学校	鹿嶋市まちづくり市民センター	
	旧徳宿小学区	東 野	689 人	旧徳宿小学校	大野まちづくりセンター	
		大 戸	640 人	旧徳宿小学校	中野西小学校	
	旧舟木小学区	舟 木	1,638 人	旧舟木小学校	鹿島灘高等学校	
合 計			13,996 人			

3. 避難経路

避難するために活用する国道や県道などの主な幹線道路は、次のとおりとし、本市においては、この主な幹線道路を基本に、避難元から避難先までの避難経路を定めるものとする。

避難元地区名		主な幹線道路	避難先
旭東小学区	上釜, 沢尻, 荒地, 子生, 玉田, 野田	国道51号	鉾田市
	三和, 子生第二, 造谷第三	下太田鉾田線	
旭北小学区	箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神	下太田鉾田線	
旭西小学区	造谷第一, 造谷第二	国道51号	
	下鹿田, 上鹿田, 大沼, 飯田	鉾田茨城線	
旭南小学区	常磐第一, 常磐第二, 勝下新田, 冷水, 西勝下, 勝下, 樅山	国道51号	鹿嶋市
鉾田北小学区	東野	下太田鉾田線	
		大川, 菅野谷, 大戸, 舟木	鉾田茨城線

4. 適切かつ円滑な避難の実施に向けた方針

適切かつ円滑な避難の実施に向けた基本方針は、以下の通りとする。

(1) 地域と避難先自治体のマッチング

- ・ 地域コミュニティの維持に向け、避難単位は、小学校区を基本とする。
- ・ 小学校区と広域避難先とのマッチングは、小学校区内のすべての人口が広域避難をすることを前提として設定する。
- ・ 市民等の分散を防ぐため、同じタイミングでの広域避難が想定される小学校区は、同じ方面の広域避難先を確保する。

(2) 市民等と避難所のマッチング

- ・ 広域避難先が決まり次第、地域ごとの避難所を想定し、周知徹底を図る。
- ・ 市民等は、市があらかじめ定めた避難所へ直接向かう。

5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組

市は県と連携し、避難の対象地域の住民はもとより、避難の受入先となる地域の住民に対して、平素から次の項目の普及・啓発に努め、住民の避難等が適切かつ円滑に進むよう努めるものとする。

(1) 避難対象地域の住民に対する項目

- ・ 地区ごとの避難先, 一時集合所, 避難経路, 避難退域時検査場所
- ・ 避難手段, 避難や屋内退避を行う時期や方法
- ・ 安定ヨウ素剤の正しい服用方法
- ・ 避難所での生活方法, 携行すべき物品
- ・ 原子力災害時の情報入手の方法, 問い合わせ窓口
- ・ 放射線に関する正しい知識 など

(2) 避難受入先の住民に対する項目

- ・ 受入れの対象となる避難元地域，避難所の場所，避難経路，避難退域時検査場所
- ・ 放射線に関する正しい知識 など

第3章 防護措置の実施

1. 防護措置の種類

市は、国・県からの指示に基づき、又は独自の判断により、市民等の原子力災害のリスクを最小限に抑えるため、防護措置を実施する。

(1) 屋内退避

自宅や職場、最寄りの公共施設（学校等）などの建物内に退避することで、放射性物質の吸入を抑制するとともに、放射線等を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る。

屋内退避は、空間放射線量率が避難等の基準に満たない場合をはじめ、放射性物質や放射線の異常な放出のおそれのある場合や避難等の指示が行われるまで待機する場合、避難等の実施が困難な場合等において実施する。

(2) 広域避難（避難及び一時移転）

国の原子力災害対策指針で定める基準値以上の空間放射線量率が測定された地域は、避難又は一時移転を実施し、放射性物質や放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。

なお、本市においては、基準値を超えた地域が避難又は一時移転のいずれを実施する場合においても避難又は一時移転先が市内外であるかに関わらず、「広域避難」ということとする。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

放射性ヨウ素は、呼吸や飲食品を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積し、放射線被ばくの影響により数年～数十年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減することができる。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、国、県からの指示に基づき、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示するものとする。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査は、市民等が広域避難を実施する際に、身体及び物品等に付着した放射性物質の汚染状況を確認することを目的に実施し、基準値を超えた放射性物質が確認された場合は、簡易除染を行う。

(5) 飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

2. 防護措置の段階的实施

福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力事故発生後の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。

そのため、国においては、国際的な基準等を踏まえ、原子力施設の状況に応じた緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）を設定し、各区分における、原子力事業者、国、地方自治体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、あわせて施設がこれらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、「緊急時活動レベル」（以下「EAL（※1）」という。）を設定している。

また、放射性物質の放出後においては、適切な防護措置を迅速に実行できるよう、防護措置の実施を判断する基準として「運用上の介入レベル」（以下「OIL（※2）」という。）を設定している。

※1 EAL：Emergency Action Level の略

※2 OIL：Operational Intervention Level の略

(1) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置

放射性物質放出前，原子力事業者の通報をもとにEAL（緊急時活動レベル）に応じた防護措置を段階的に実施するものとする。

- ①住民等については，施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し，全面緊急事態の段階において屋内退避を開始する。
- ②要配慮者については，施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し，全面緊急事態の段階において屋内退避を開始するとともに，避難先及び輸送手段を確保するなど避難準備を開始するものとする。

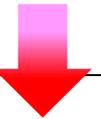
【緊急事態区分に応じた防護措置フロー】



【緊急事態区分及びその判断基準となるEAL】

緊急事態区分	判断基準となるEALの例
警戒事態 EAL (AL)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所所在市町村において，震度6弱以上の地震が発生した場合 ・原子炉運転中に原子炉へのすべての給水機能が喪失 ・原子炉停止中に原子炉容器内の水位低設定値まで低下
施設敷地緊急事態 EAL (SE)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材が漏えいした場合の原子炉への注水不能 ・給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ・全ての交流電源喪失（30分以上継続）
全面緊急事態 EAL (GE)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の非常停止が必要な場合において，原子炉を停止する全ての機能が喪失 ・全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ・全ての非常用直流電源喪失（5分以上継続）

【防護措置のフロー】

事故の状況		PAZ (5km 圏内)	UPZ (30km 圏内)【銚田市】
放射性物質の放出前	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 事故発生 警戒事態 EAL(AL) </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	○施設敷地緊急事態要 避難者の「避難準備」	○生徒，児童，園児等は「保護者へ引き渡し」
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 事故の拡大 施設敷地緊急事態 EAL(SE) </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	○施設敷地緊急事態要 避難者の「避難」 ○住民等の「避難準備」	○要配慮者及び住民等の「屋内退避準備」 ○生徒，児童，園児等は「保護者へ引き渡し」 ○避難行動要支援者への「避難支援」
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 重大事故の発生 全面緊急事態 EAL(GE) </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	○住民等の「避難」	○要配慮者は「屋内退避」及び「避難準備」 ○住民等は「屋内退避」
放射性物質の放出後	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 放射性物質が 環境へ放出 </div>		○空間放射線量率が 500 μ Sv/h (OIL1) の場合は、「数時間以内に区域を特定して避難」 ○空間放射線量率が 20 μ Sv/h (OIL2) の場合は、「1 日以内を目途に区域を特定し 1 週間以内に一時移転」

(2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質の放出後においては、国、県、事業者等の連携のもと、空間放射線量率を測定する緊急時モニタリングを迅速に実施し、その結果が次の表に掲げる基準(OIL)を超えた地区において、「避難」、「一時移転」、「避難退域時検査及び簡易除染」、「飲食物の摂取制限」等を実施する。

【OILと防護措置】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1}			防護措置
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度以内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{注4} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

(資料：原子力災害対策指針)

注1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、OILの初期設定値は改定される。

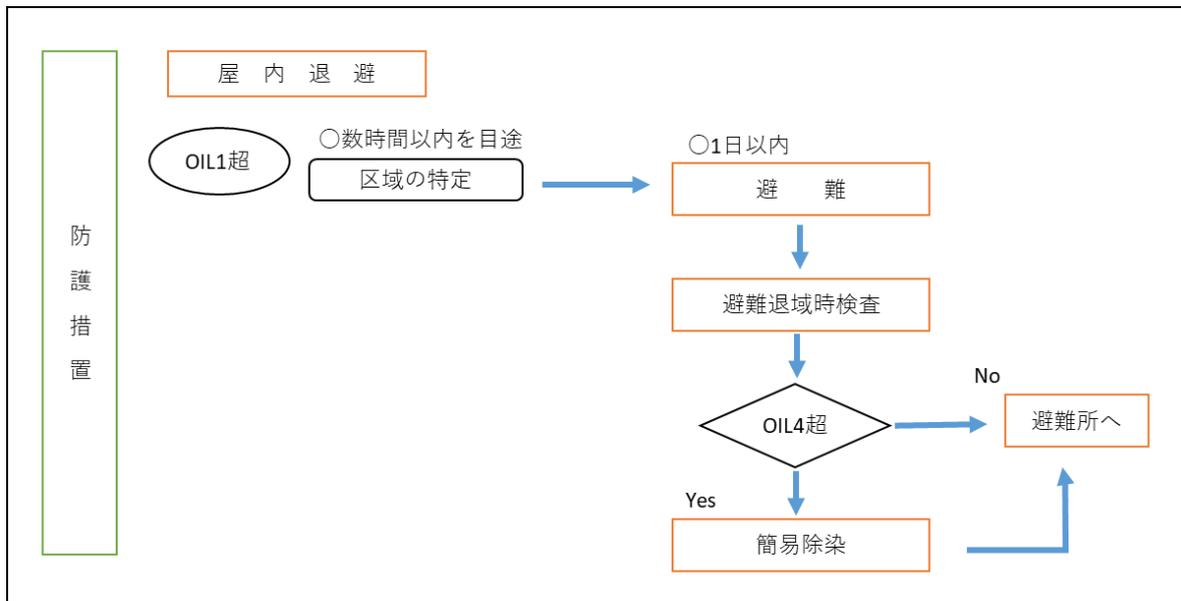
注2 OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率がOIL2の基準値を超えたときから起算して、概ね1日が経過した時点の空間放射線量率がOIL2の基準値を超えた場合に防護措置を実施する。

注3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるものをいう。(例：野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)

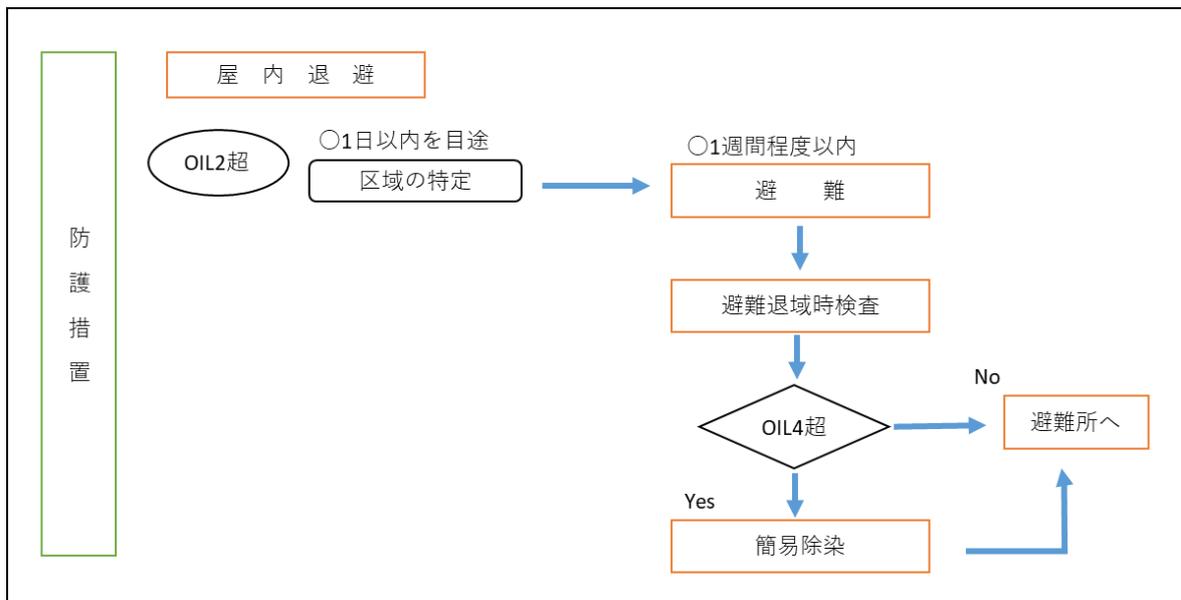
注4 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

【OILに応じた防護措置フロー】

◆OIL1 (500 μ Sv/hを超えたとき)



◆OIL2 (20 μ Sv/hを超えたとき)



第4章 住民等の避難

1. 一般住民の避難

(1) 避難の方法

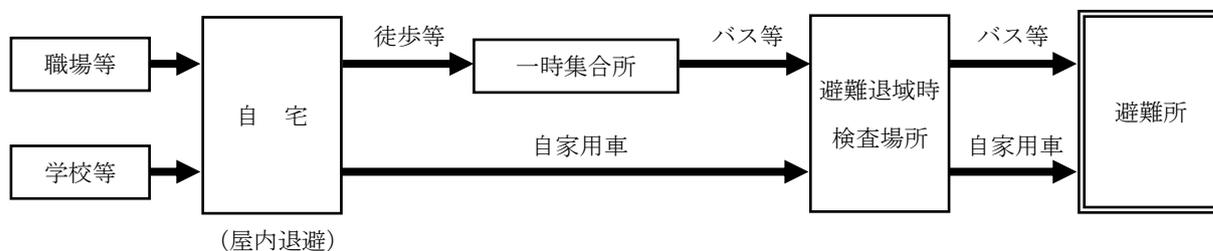
- ・ 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。
- ・ 避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。
- ・ 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。
- ・ 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、避難退域時検査を実施するものとする。

(2) 避難手段

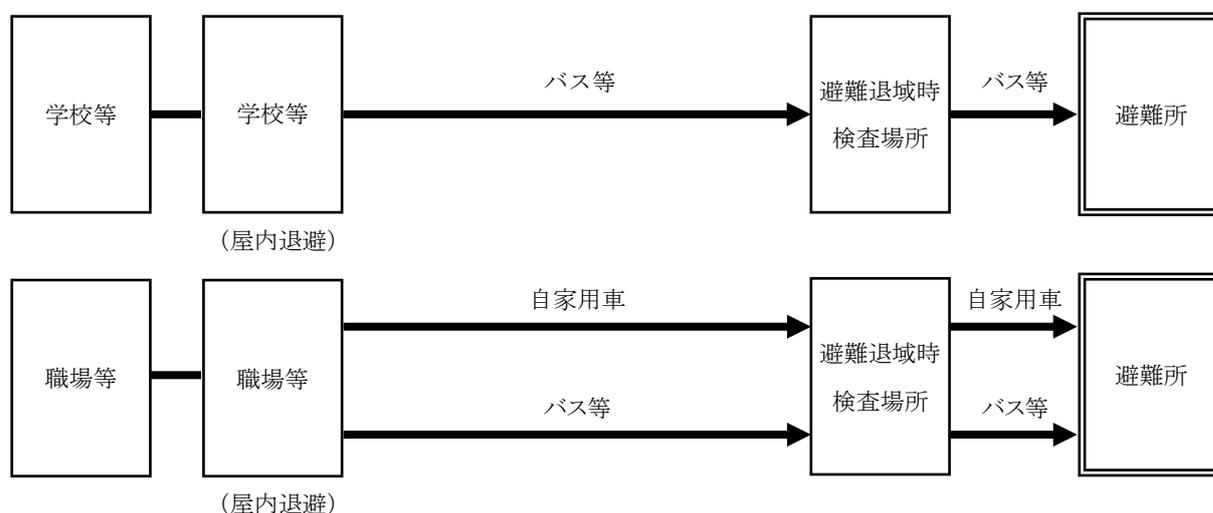
避難手段については、自家用車を基本とする。また、自家用車を持たないあるいは使用しない住民の避難手段については、公的機関が手配したバスを充てるほか、福祉車両、自衛隊車両等などあらゆる手段を検討するものとする。

【 避難のフロー 】

○原則



○帰宅が困難な場合



2. 要配慮者（避難行動要支援者）の避難

(1) 避難方法

市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿に基づき民生委員，消防団，自主防災組織など避難支援等関係者（以下「支援者」という。）が中心となって安否確認を行う。その後，連絡が取れた家族や近隣者等の支援のもと，自家用車での広域避難が可能な要配慮者は前述1で定めた方法により避難所に向かう。

ア. 社会福祉施設等入所者

社会福祉施設等の管理者は，市及び県と連携しつつ，あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し，準備が整い次第，バスや福祉車両等により入所者を社会福祉施設等へ避難させる。

イ. 病院等入院患者

病院等医療機関の管理者は，あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し，準備が整い次第，バスや福祉車両等により入院患者を病院等へ避難させる。

ウ. 在宅の避難行動要支援者

避難支援等関係者の協力を得て，あらかじめ定められた個別計画等に基づき一般の避難所へ避難し，必要に応じて福祉避難所等へ避難させる。

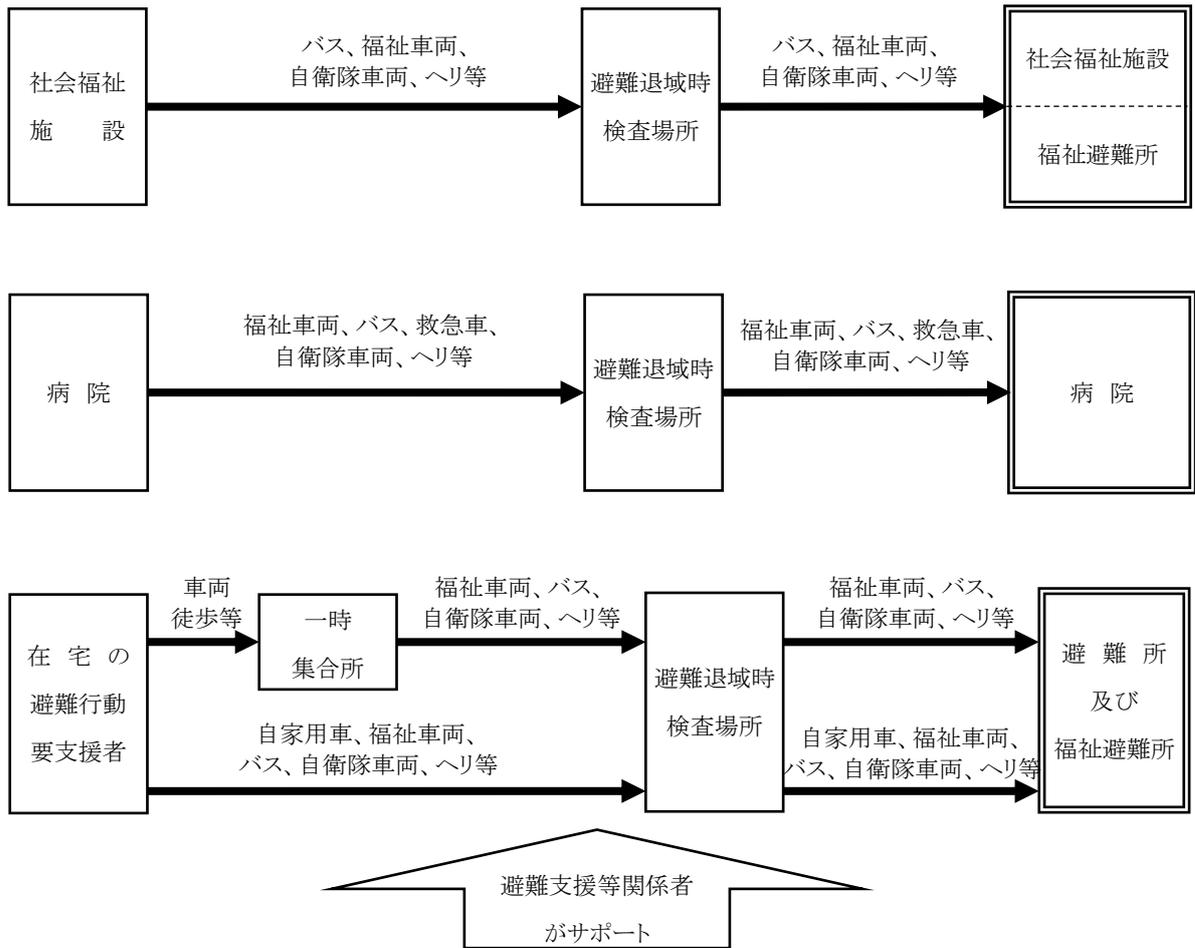
(2) 避難手段

ア. 社会福祉施設，病院等は，あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくものとする。

イ. 市は県と連携し，国や関係機関の協力を得て，社会福祉施設等の輸送手段の確保に協力するものとする。

ウ. 市は，あらかじめ登録されている在宅の避難行動要支援者の避難支援を，避難支援等関係者の協力を得て行うものとする。

【 避難のフロー 】



3. 一時滞在者（観光客等）の避難

(1) 帰宅勧告

市は県と連携し、観光客等一時滞在者に対して、施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

(2) 帰宅できない場合の対応

避難が指示された段階で帰宅等できない場合は、最寄りの一時集合所から住民とともにバス等により広域避難を行うものとする。

4. 外国人への配慮

(1) 情報提供

市は県と連携し、東海第二発電所の事故の状況、避難・屋内退避指示情報等が正確に伝わるよう、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、適切に情報提供を行うものとする。

第5章 住民の避難等に係る広報

1. 広報の基本方針

(1) 国，県等との連携

事故発生時の住民の混乱を防止するため，住民への情報提供，勧告，指示の伝達，報道機関への情報提供に関し，市は，国，県，防災関係機関及び事故発生事業者と密接に連携し迅速に広報を行うものとする。

(2) 広報媒体の効果的活用

市は，災害や防災に関する情報提供は，防災行政無線，広報車，テレビ・ラジオ，緊急速報メール，ホームページ，SNS等を効果的に活用するものとする。

(3) 定期的な情報提供

市は，情報の空白期間が生じることによる流言飛語や様々な混乱の発生等を防止するため，特段の状況変化がなくても，繰り返し定期的に情報提供を行うものとする。

(4) わかりやすい広報

市は，情報提供に際しては，情報の発信元を明確にし，わかりやすい広報を心がけるとともに，視聴覚障害者や外国人等にも配慮し，報道機関等の協力を得て，テレビやラジオ等における字幕や文字放送，外国語による放送等を活用するものとする。

(5) 広報の内容

市民に情報が十分に行き渡るよう，あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い，状況に応じ次の事項について広報を実施する。

- ①事故の状況及び環境への影響とその予測
- ②市，国，県及び防災関係機関の対応状況
- ③市民の取るべき行動の指針及び注意事項
- ④一時集合場所，避難所，安定ヨウ素剤配布場所及び避難退域時検査場所
- ⑤その他必要と認める事項

(6) 市民問合せ窓口

外国人も含めた市民からの問合せ等に対応するため，「市民問合せ窓口」を設置する。

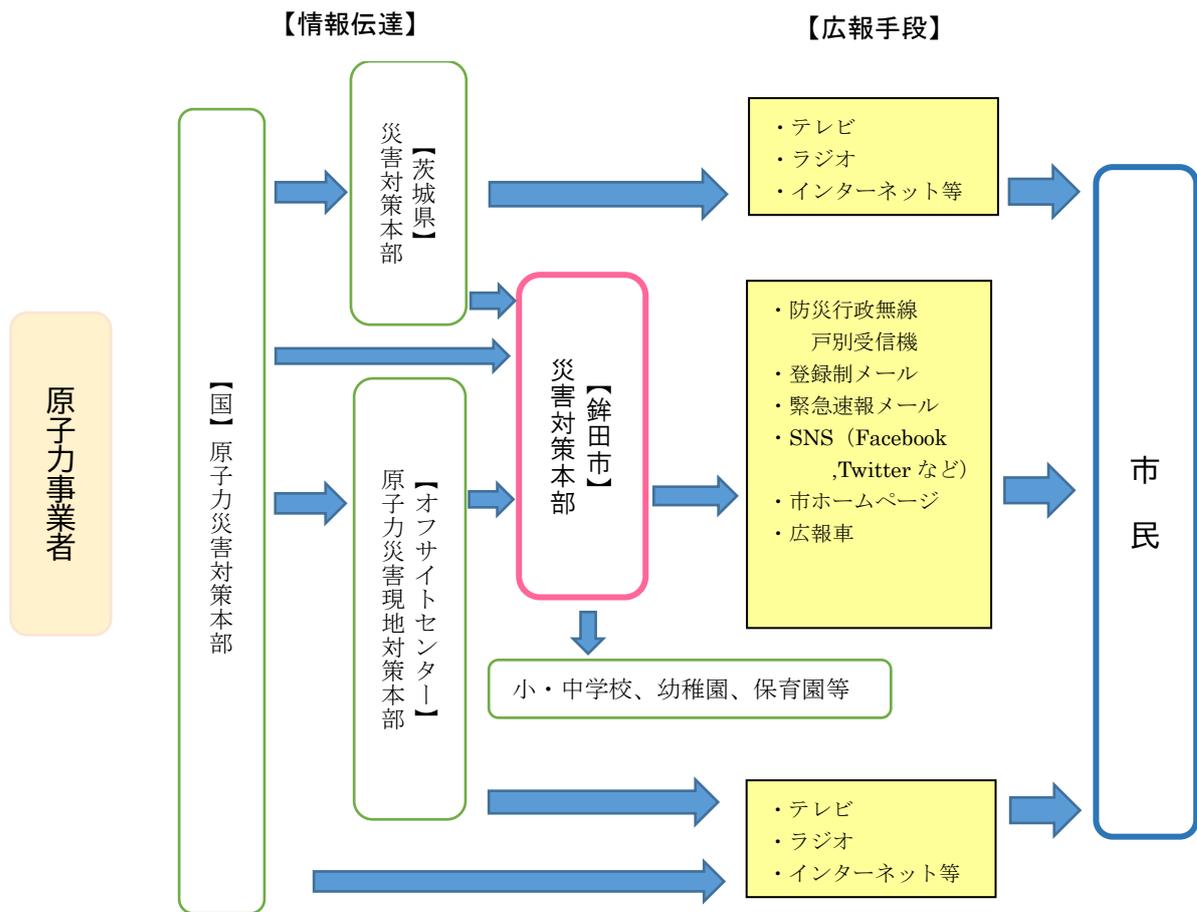
(7) 要配慮者への情報の提供

視聴覚障がい者，外国人に配慮し，報道機関，語学ボランティア，事故発生事業所以外の原子力事業所職員等の協力を得て，テレビ，ラジオ，ホームページ等を活用して，字幕，文字放送，外国語等により情報提供を行う。

(8) 避難誘導に係る情報の提供

市民の避難誘導にあたっては，市民に向けて，避難や避難退域時検査の場所の所在，災害の概要，その他避難に資する情報の提供を行う。

【広報・情報連絡体制】



2. 広報のタイミング

事故等の発生時における広報は、各段階や場面に応じた分かりやすく正確で迅速な広報を行うとともに、情報の空白期間が生じないよう特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がける。

また、流言飛語の発生や交通混雑等を防止するため、市民全体を対象として広報を行う。なお、各段階の広報については次のとおり留意する。

(1) 警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態

- ・「落ち着いて指示を待つことが重要」であることに重点を置く。
- ・取るべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し情報の提供を行う。
- ・一時集合所、避難所等においては、情報不足による混乱を回避するため、定期的に情報を提供する。

(2) 事故等の状況変化があった場合、緊急時モニタリング結果が集約された場合及び放射性物質の放出等の状況変化があった場合

- ・分かりやすく正確で迅速な広報を行う。
- ・定期的に情報の提供を行う。

第6章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

(1) 安定ヨウ素剤の服用の指示

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、市は、県と連携し国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示するものとする。

(2) 安定ヨウ素剤の配布場所

安定ヨウ素剤の配布については、一時集合所のほか、幼稚園、保育園、病院、社会福祉施設などから選定し、地理的な偏りがないよう複数の受け渡し窓口を設ける等、避難・服用自体を遅延させない工夫や、被ばくを避けるための方策を講じるものとする。

避難が指示された段階で帰宅等できない一時滞在者は、最寄りの一時集合所から住民とともに避難する際に、備蓄されている安定ヨウ素剤を服用するものとする。

2. 避難退域時検査の実施

(1) 避難退域時検査は、避難者や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するために行うものとする。

(2) 避難退域時検査は、県、国、指定公共機関、原子力事業者等が連携協力し、国が定める手順に従い住民等の検査及び除染を行うものとする。

(3) 避難退域時検査の対象は、避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に避難退域時検査実施場所を通過する住民を除く。）及びその携行物品等とする。

第7章 避難所の開設と運営等

1. 開設と運営

(1) 開設等業務

市は、避難開始当初においては、住民の送り出しに全力をあげることにし、避難所の開設、避難者の受入業務については、避難先市町村が行うものとする。

(2) 運営の移管

市は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先市町村から避難所の運営の移管を完了させるものとする。

また、避難所の運営については、避難者及びボランティア等の協力を得て行うものとする。

(3) 運営

避難所の運営については、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置する等適切な対応に努めるものとする。

(4) 施設管理

避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

(5) 運営上の支障

市は、避難者が避難所の受入れ人数を超える等避難所の運営に支障が生じる又はそのおそれがある場合は、県及び避難先市町村と協議・調整のうえ、他の避難所を確保するものとする。

(6) 福祉避難所

市は、福祉避難所の設置が必要となった場合には、避難先市町村と連携・協力して福祉避難所を開設するものとする。

(7) 避難者名簿の作成

市は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

2. 避難物資の確保

(1) 避難物資の確保

市は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ県や国、関係事業者、避難先市町村等に要請し、迅速に確保するものとする。

(2) 受援体制

市は、関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、県や国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

3. 避難が長期化した場合の対応

市は、避難が長期化する場合は、県や国と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるよう努める。

また、市は、県や国と連携し応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

4. 避難所における要配慮者の支援

社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、また在宅の避難行動要支援者については家族が中心となって支援を行うものとする。

市は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、県や国、避難先市町村等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

5. 行政窓口の設置

市は、避難先における行政サービスを提供するための行政窓口を避難先地域に設置するものとする。

6. 避難状況の確認

(1) 住民避難の確認

ア. 避難する住民は避難する際に避難済みであることを、また避難することが困難な住民は支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示するものとする。

イ. 市は、県と連携し、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て住民が避難済みであること等の確認を行い、市災害対策本部等で把握しておくものとする。

(2) 避難者の所在確認

市は、避難者の所在について、避難所に避難した住民については、避難者名簿により、避難所以外に避難した住民については、警察や消防のほか避難した住民からの情報等をもとに確認するものとする。その際、個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

第8章 複合災害への当面の対応

(1) 避難先が被災した場合の対応

- ア. 市は県と連携し、避難先の被災状況及び避難受入れの可否の確認を早急に行うものとする。
- イ. 避難先が被災し避難の受入れが困難となった場合において、早期に第二の避難先を確保するため、市は県と連携し、国に支援を要請する。

(2) 道路が被災した場合の対応

- ア. 市は県と連携し、大規模地震等より被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に提供するものとする。
- イ. 避難経路が被災した場合に備えて、市は県と連携し、代替避難経路の確保に努めるものとする。

第9章 今後の課題

広域避難計画の実効性を高めるため、引き続き以下の事項について検討を進め、その結果を本計画に順次反映させていくものとする。

(1) 避難退城時検査体制

ア. 避難退城時検査を実施する要員の確保，資機材の調達，実施場所の確保等

(2) 安定ヨウ素剤の配布体制

ア. 緊急時における効率的な配布方法

(3) 複合災害への対応

ア. 複合災害時における第二の避難先，代替避難経路の確保

イ. 災害対策本部機能の維持

(4) 避難行動要支援者の避難体制の整備

ア. 在宅の避難行動要支援者の支援体制

イ. 避難所における避難生活の具体的な支援方法

(5) 移動手段の確保

(6) その他

ア. 避難時間などの各種シミュレーション

イ. 住民への情報提供，避難情報等の広報手段

ウ. 広域避難計画の普及・啓発